

宗像市立小・中学校全校統一学力テスト業務委託業者選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市が実施する「宗像市立小・中学校全校統一学力テスト」受託業者決定のための調査審議を厳正かつ公平に行うため、宗像市立小・中学校全校統一学力テスト業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査審議し、業者決定資料として市長に提出する。

- (1) 「宗像市立小・中学校全校統一学力テスト業務委託業者選考評価票」を作成する。
- (2) 申請業者の適合性を調査審議する。
- (3) その他必要な事項について調査審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、宗像市学校教育研究協議会の10名で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く

- 2 委員長は、宗像市校長会会長をもって充てる。
- 3 副委員長は宗像市校長会副会長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集及び定足数)

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長を含む6名以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

附則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。